学校いじめ防止基本方針

北海道札幌平岡高等学校

令和５年 12 月改定

学校いじめ防止基本方針

北海道札幌平岡高等学校

Ⅰ　目　的

この「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年６月）に基づき、道の「北海道いじめ防止基本方針」が令和５年３月に改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

学校は全ての生徒が安全で安心して学び、お互い切磋琢磨しつつ、人間として成長していく場でなければならない。いじめ行為は、相手に対して心身の苦痛を与えるとともに、自らの人間性をも傷つける行為である。いじめによって、不登校や自らの命を絶つことなどの深刻な影響を与えることもあり、学校はいじめは許されないことであるとの共通理解のもと、生徒同士の相互理解を深め、いじめ克服に向けて取り組む。更に、平和国家の形成者として、愛と信頼に基づく人間尊重の精神を育みながら、校訓「努力」「忍耐」「感謝」を生徒及び教職員が心に刻み、他者を認め合い、互いに尊重し、支え合いながら、いじめのない学校づくりを推進する。

Ⅱ　基本的な考え方

１　平岡高校は、いじめたり、いじめられたり、傍観しはやしたてることのない、すべての生徒が安全で安心して学ぶ学校であり続けるようにする。

２　平岡高校は、

・いじめる生徒に対して

いじめが他の人格を傷つけ、心身に苦痛を与えていることに気づかせ、いじめの行為を止めるよう全力で指導する。

・いじめられた生徒に対して

生命、心身を全力で保護する。

・いじめを傍観しはやしたてる生徒に対して

いじめの問題を自分自身の問題として捉えさせ、より良い集団を作るため、仲間の力や教員への相談等により、いじめを止めさせるよう指導する。

Ⅲ　いじめとは

１　いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

２　いじめに対する考え方

(1)「いじめは絶対に許されない」との認識

(2)「いじめは、その生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

(3)「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

３　いじめの構造

いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。

4　いじめの態様

いじめの態様には、次のようなものがある。

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○仲間はずれ、集団による無視をされる
○軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
○金品をたかられる
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

Ⅳ　取組方策

1　未然防止

(1) 教員は、日常の教育活動において、生徒の動向を注意深く観察するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む授業、主体的・対話的で深く学ぶ授業を実践する。更に、生徒の状況について、他の教員との情報共有に努める。

(2) 教員は、ＨＲ活動等の特別活動をとおし、望ましい人間関係づくりを進め、生徒同士がお互いに尊重し合う集団づくりに努める。

(3) 教員は、いじめ事案への対処等に関する校内研修を定期的に行い、生徒を取り巻く多様な環境を知り、重大事態が起きない集団づくりの知識や経験を積むよう努める。

(4) 管理職は、生徒が相談しやすい教育相談体制を整備するとともに、関係機関との連携強化に努める。

(5) 生徒は、他の人格を尊重するとともに、いじめを許さない雰囲気を、クラス、部活動等、すべての場所でつくりあげるよう努める。

(6) 保護者は、家庭で気がついた点について、学校と密接に相談するなどして、いじめの未然防止に努める。

2　早期発見

(1) 教員は、面談や観察をとおして、いじめのサインを見逃さず、情報を収集するとともに、生徒や保護者が気軽に相談したり、情報提供できる関係の構築に努める。

(2) 生徒指導部は、適宜ネットパトロール等、情報収集を行い、ネット上の不適切な書き込み等をチェックするとともに、必要に応じて、該当学年と連携して適切な対応をとる。

(3) 管理職は、定期的にアンケートを実施するなどして、生徒の状況把握に努める。

(4) 管理職は、生徒の状況について、教員との情報共有を図り、適切な対応について指導する。

(5) 保護者は、子どもの些細な変化であっても、いじめが疑われる様な事は、担任や学年主任と情報を共有し、早期発見に結びつける。

3　いじめへの対応

(1) 学校は、いじめている生徒に対し、いじめは許されない行為であるという毅然とした態度で、いじめの原因を探りながら、他人の痛みを知ることができるよう、根気強く指導する。

(2) 学校は、いじめられている生徒に対し、心配や不安を取り除き、全力で守り抜く姿勢で継続的に支援する。

(3) 学校は、いじめを傍観している集団に対し、他人事ではなく、自分に関わる問題として捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育てるよう指導する。
(4) 学校は、いじめと疑われる行為の訴えがあった場合、真摯に受け止め、事実の正確な把握に努め、時系列に情報を記録する。
(5) 学校は、いじめ事案に対して組織的に対応し、報告・連絡・相談・確認を徹底し、管理職の指導の下、迅速かつ適切に対応する。
(6) 学校は、関係する保護者に対し、事実を正確かつ丁寧に説明し、学校と家庭相互が協力していじめ問題を解決していくよう努める。
(7) 学校は、いじめの内容によっては、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、警察等の関係機関との連携を図り、いじめ問題の解決に努める。

4　いじめの重大事態への対応

次の重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「北海道いじめ防止条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」に則って、速やかに北海道教育委員会に報告し、必要な調査及び報告を行う。

(1) 重大事態とは

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
・生徒が自殺を企図した場合
・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・高額の金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
・年間の欠席が30日程度以上の場合
・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のため組織に協力する。

5　いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。また、解消の見極めに当たっては、学校や保護者の他、いじめ防止対策委員会を活用し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を含めた集団で判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること
・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、相当の期間止んでいること。
・期間は少なくとも３か月を目安とする。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
・被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。
・学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

Ⅴ　いじめ防止等の対策のための組織設置について

1　考え方

(1) 本基本方針による対応を推進するため、生徒指導部をベースに、関連する職員を追加する形で「いじめ防止対策委員会」を構成する。

(2) 密接な情報共有と迅速に行動できる体制とする。

2　構成

教頭、生徒指導部長、生徒指導部副部長、生徒指導部担当者３名、養護教諭、特別支援コーディネーター（ＰＴＡ役員、学校評議員、スクールカウンセラー）

3　委員会の業務

(1) 「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検と見直し

(2) いじめに係る取組についての生徒及び保護者への周知、説明

(3) いじめの未然防止のための日常の指導、早期発見

(4) いじめを認知した場合の解決に向けた組織的な対応

(5) いじめ防止等に対する取組の評価

(6) 「学校いじめ防止基本方針」の周知（ＨＰへの掲載やリーフレットの配布等）

別紙１

日常の指導体制（未然防止・早期発見）

学　校

・学校いじめ防止基本方針　　・いじめに向かわせない姿勢
・風通しの良い職場環境　　・保護者・地域等との連携

いじめ防止対策委員会

＜定期開催＞

・学校いじめ防止基本方針作成・見直し（教頭・生徒指導部長）
・年間指導計画の作成（生徒指導部など）
・校内研修会の企画・立案（生徒指導部）
・調査結果・報告等の情報の整理、判断（教頭・生徒指導部長）
・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
（学年主任・学年生徒指導部ほか）
・要配慮生徒への支援方針（ＳＣ、教育相談・特別支援委員長）

結果報告
↓
北海道教育委員会

緊急対応
↓
いじめ問題対策チーム

未　然　防　止

教育相談フォームや「ほっと」を活用して

☆学業指導の充実
・学びに向かう集団づくり
・意欲的に取り組む授業づくり
☆特別活動、道徳教育の充実
・ホームルーム活動の充実
・ボランティア活動の充実
・部活動における適切な人間関係の構築
☆教育相談の充実
・面談の定期開催
☆人権教育の充実
・人権意識の高揚
・講演会等の開催
☆情報教育の充実
☆いじめに向かわせない態度・能力の育成
☆いじめ根絶に係る生徒の主体的な活動の推進
☆保護者・地域との連携
・学校いじめ防止基本方針等の周知
・学校公開の実施等、日常的な連携の深化

早　期　発　見

別紙５　委員会会議録を利用して

☆情報の収集
・教員の観察による気付き
・養護教諭からの情報
・相談、訴え（生徒・保護者・地域等）

別紙５　会議録
「いつ・どこで・誰が・誰に・どのようなことを行ったか」を正確に把握する

・アンケートの実施（定期）
・各種調査の実施
・面談の定期開催（生徒・保護者等）
☆相談窓口の確立
・相談窓口の設置、周知
☆情報の共有
・報告経路の明示、報告の徹底
・職員会議での情報共有
・要配慮生徒の実態把握
・進級時の引継ぎ

別紙２

緊急時（いじめ等）の組織体制

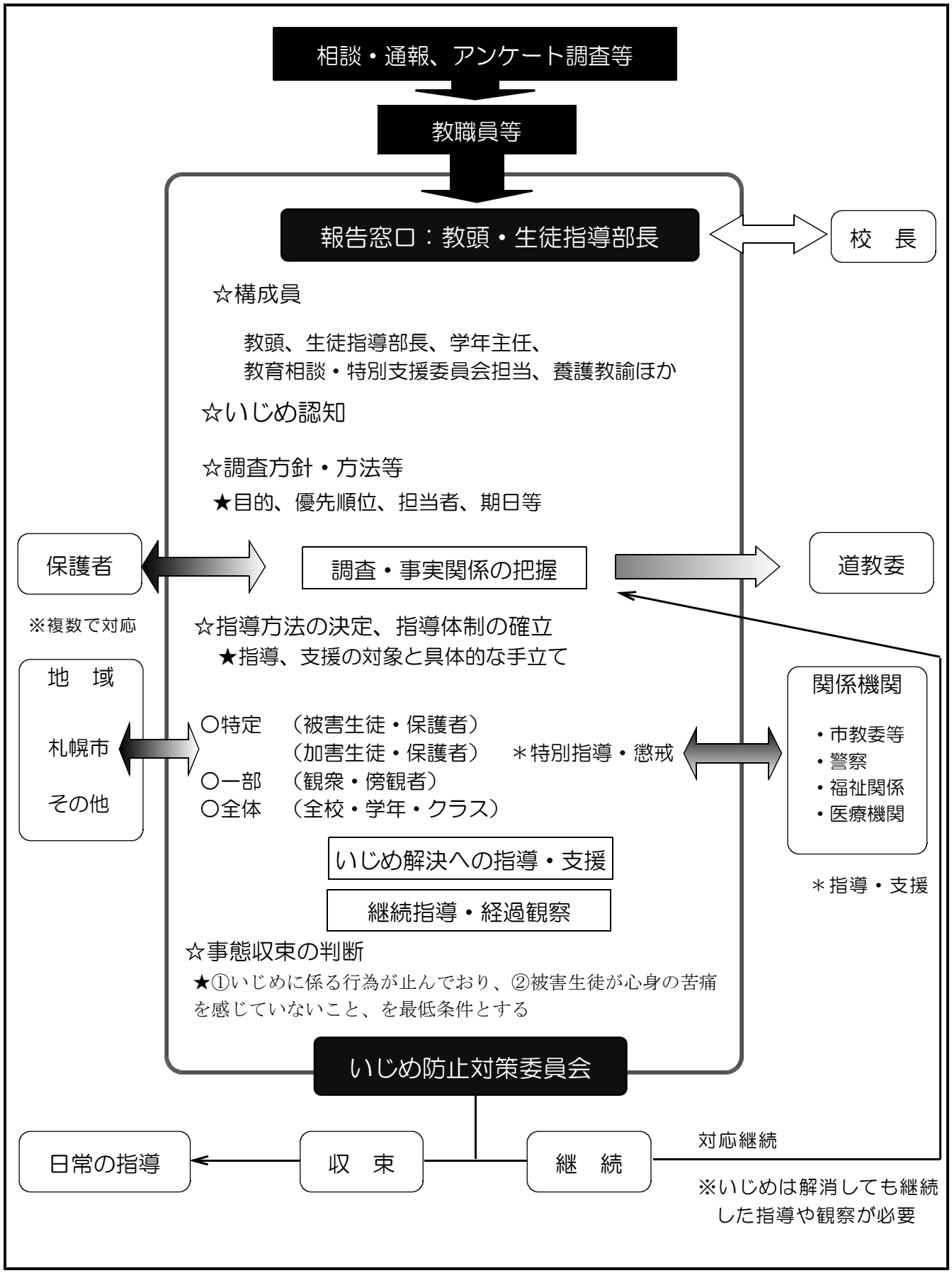

別紙３

１　いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で様々な機会をとおして生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場　面	サ　イ　ン
登校時 朝のＳＨＲ	・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れる。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	・保健室、トイレに行くようになる。 ・教材等の忘れ物が目立つ。 ・机周りが散乱している。 ・決められた座席と異なる席に着いている。 ・教科書・ノートに汚れがある。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を教室の自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが表情がさえない。 ・衣服が汚れていたりする。 ・一人で清掃している。
放課後等	・慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ・一人で部活動の準備、片付けをしている。

２　いじめられている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ　イ　ン
・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒だけ、周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙４

１　教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ　イ　ン
・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。
・壁等にいたずら、落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

２　家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ　イ　ン
・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・不審な電話やメールがあったりする。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・登校時間になると体調不良を訴える。 ・食欲不振・不眠を訴える。
・学習時間が減る。 ・成績が下がる。 ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。 ・家庭の品物、金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがる。

別紙５

第　回 いじめ防止対策 委員会 会議録	報告日　　年　　月　　日　　曜日			作成者	
	校　長	教　頭	教　職　員		作成者

１ 開催日等

開催日時	年　　月　　日（　　）　：　～　：	場　所	
出 席 者			

２ 概要

被害生徒	年　　組　　番　　氏 名〔　　〕
加害生徒	年　　組　　番　　氏 名〔　　〕
関係生徒	年　　組　　番　　氏 名〔　　〕
問題行動の態様	
発生期間	年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）
概　　要	※いつ、どこで、誰が、誰に、どのようなことを（どの程度）、行ったかを記載

３ いじめの認知判断

いじめの認知	いじめとして認知　　いじめの重大事態として認知　　いじめとして認知しない

４ 指導・支援の内容

	指導・支援の内容	期　限	対応者
被害生徒			
被害の保護者			
加害生徒			
加害の保護者			
関係生徒			

５ 教育委員会や関係機関等への報告・連絡・相談及び連携

連 携 先	

別紙６

第　回 いじめ防止対策 委員会 会議録	報告日　　年　　月　　日　　曜日			作成者	
	校　長	教　頭	教　職　員		作成者

１　開催日等

開催日時	年　　月　　日（　　）　　：　　～　　：	場　所	
出 席 者			

２　これまでの指導・支援と現在の生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	生徒・保護者の状況
被害生徒		
被害の保護者		
加害生徒		
加害の保護者		

３　今後の指導・支援、指導体制

	指導・支援の内容	期　限	対応者
被害生徒			
被害の保護者			
加害生徒			
加害の保護者			

４　校長指導事項

別紙７

第　回 いじめ防止対策 委員会 会議録	報告日　　年　　月　　日　　曜日			作成者	
	校　長	教　頭	教　職　員		作成者

１ 開催日等

開催日時	年　　月　　日（　　）　　：　　～　　：	場　所	
出 席 者			

２ これまでの指導・支援と現在の生徒（保護者）の状況

	これまでの指導・支援の内容	生徒・保護者の状況
被害生徒		
被害の保護者		
加害生徒		
加害の保護者		

３ いじめ解消の判断基準

いじめに係る行為が止んでいる状態の期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
解消の要件	①　いじめに係る行為が止んでいること ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも３か月を目安）。	
	②　被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと ・被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。 ・被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認する。	

５ いじめ解消に係る校長の判断